

ながおかヘルシープラン21策定・推進協議会設置要領

(目的)

第1 本市は、だれもが健康で心豊かな生活ができることを目的としたながおかヘルシープラン21の策定と、総合的な健康づくり事業の推進に当たり、医療・保健関係者その他市民等から広く意見を聴き、これに反映させるため、ながおかヘルシープラン21推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ながおかヘルシープラン21の策定・推進に関する事項
- (2) ながおかヘルシープラン21の進捗管理に関する事項
- (3) ながおかヘルシープラン21の内容の再検討に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくり事業の推進に必要な事項

(組織)

第3 市長が依頼する委員で組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 協議会の会議は、委員長が議長となる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。